大阪市立総合医療センター

清涼飲料水自動販売機設置・運営事業者募集要項

（その２）

令和８年９月

地方独立行政法人大阪市民病院機構

目　　次

ページ

１　事業概要 …… １

２　事業者の選定 …… ２

３　入札参加資格要件 …… ３

４　関係会社の参加制限 …… ３

５　落札者決定までの流れ …… ４

６　入札スケジュール …… ４

７　質疑書の提出及び回答 …… ５

８　現地の下見について …… ５

９　入札書の提出 …… ５

10　開札日 …… ６

11　入札参加資格審査 …… ６

12　落札者の決定 …… ７

13　落札者の決定の取消し …… ７

14　その他 …… ８

・ 大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営（その２）に関する仕様書

・ 別図（自動販売機設置場所）

・ 様式１～４（入札書・誓約書・営業実績報告書・委任状）

・ 参考（地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書）

大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営事業者募集要項（その２）

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）は、大阪市立総合医療センターにおける清涼飲料水自動販売機設置・運営事業者（以下「事業者」という。）を選定するための必要な手続きについて、次のとおり定める。

入札に参加する事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を確認のうえ申込むこと。

１　事業概要

⑴　事業名称

大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営（その２）

⑵　事業形態

清涼飲料水自動販売機（以下「自販機」という。）の設置・運営事業者に不動産（病院建物の一部）を賃貸借する。

⑶　賃貸借不動産

自販機の設置・運営場所

⑷　賃貸借期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

満了日の６カ月前までに機構、事業者のいずれからも期間の更新をしない旨の書面による申し出がないときは、１年間自動的に契約を更新するものとし、以後同様とする。ただし、令和14年３月31日を超えないものとする。

⑸　自販機設置台数

25台

⑹　賃貸借料

本公募による決定金額

⑺　契約保証金

契約保証金として、納入期限までに賃貸借料の３カ月相当分を機構が別途発行する請求書により納入するものとする。ただし、賃貸借料を１年分前納した場合は、契約保証金を免除する。

⑻　その他契約条件

その他契約条件は、「地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書」及び「大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営に関する仕様書（その２）」に記載のとおりとする。

＜参考＞

⑴　大阪市立総合医療センターの概要

ア　名称

大阪市立総合医療センター

イ　所在地

大阪市都島区都島本通２丁目 13 番 22 号

ウ　病床数

1,063 床

エ　外来患者数

1,900 人／日（令和５年度実績）

1,888 人／日（令和６年度実績）

1,857 人／日（令和７年度実績）

オ　入院患者数

785 人／日（令和５年度実績）

781 人／日（令和６年度実績）

791 人／日（令和７年度実績）

⑵　清涼飲料水自動販売機設置・運営に関する実績

ア　年間売上本数

令和５年度　　127,403 本／25 台

令和６年度　　128,309 本／25 台

令和７年度　　125,333 本／25 台

イ　年間光熱水費

令和５年度　　814,228 円／25 台

令和６年度　　823,729 円／25 台

令和７年度　　841,564 円／25 台

２　事業者の選定

⑴　入札契約方式

事後審査型一般競争入札

⑵　入札事項

自販機25台合計の設置・運営場所に対する固定資産賃貸借料（年額・税込）

ただし、最低金額（予定価格）は**金5,414,292円（年額・税込）**とする。

⑶　入札において、入札金額が機構の設定する最低金額（予定価格）以上で、かつ、最高金額

を提示した事業者を落札候補者として決定する。同時に提示金額の高い順に次順位以降の審査順位を確定する。（提示金額が同額の場合は、くじにより決定する。）

３　入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り、入札に参加することができる。

⑴　大阪市内又は大阪市に隣接する市（大阪府の場合は豊中市・吹田市・摂津市・守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市・松原市・堺市、兵庫県の場合は尼崎市）に本店、支店又は営業所等の事務所を有すること

⑵　令和８年９月１日現在、同一施設内で継続して３年以上、かつ、５台以上の自販機を自らが設置・運営していること

⑶　国税（法人税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税）の未納がないこと（令和７年度）

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）第17号の規定による更生手続の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと

⑸　破産者で復権を得ないものでないこと

⑹　大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱第２条に基づく停止措置を受けていないこと

⑺　大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと

⑻　本募集要項及び大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営に関する仕様書（その２）の記載内容を遵守できること

４　関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者（入札書に記名押印する者）が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの１者しか参加できない。

⑴　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び第４号の規定による子会社をいう。以下同じ。）または子会社の一方が会社更正法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中会社」という。）である場合は除く。

ア　親会社（会社法第２条第３号及び第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社どうしの関係にある場合

⑵　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社または再生手続中会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第１項または民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

⑶　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合など

５　落札者決定までの流れ

①　入札において、入札額が機構の設定する最低金額（予定価格）以上で、かつ、最高金額を提示した事業者を落札候補者として決定する。同時に次順位以降の審査順位を確定する。（提示金額が同額の場合は、くじにより決定する。）

②　落札候補者は機構に入札参加資格審査資料を提出する。

③　入札参加資格審査において、入札参加資格要件を有している場合は、落札候補者を落札者として決定する。

④　③で入札参加資格要件を有していない場合は、その者のした入札を無効とし、次順位を改めて落札候補者とする。

⑤　以降、落札者が決定するまで②～④を繰り返す。

６　入札スケジュール

・公告及び募集開始　　令和８年 10 月 28 日（水）

・現地の下見　　令和８年 10 月 28 日（水）～令和８年 11 月 11 日（水）
（土日・祝日を除く）

・質疑書提出期限　　令和８年 11 月 11 日（水）

・質疑書への回答　　令和８年 11 月 18 日（水）（予定）

・入札書の提出期限　　令和８年 11 月 30 日（月）

・開札日　　令和８年 12 月１日（火）10 時

・入札参加資格審査　　令和８年 12 月１日（火）～機構の指定する日まで

・落札者の決定　　令和８年 12 月７日（月）（予定）

7　質疑書の提出及び回答

⑴　提出方法

電子メールにより受け付ける（様式自由）。

宛先　→　nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp

件名には「清涼飲料水自動販売機設置・運営仕様書（その２）等に対する質疑【法人名】」と記載し、送信の際のメールオプション設定（開封済みメッセージを受け取る）等により、各自で到着の確認を行うこと。（機構から受信についての連絡は行わない。）

⑵　提出期限

令和８年 11 月 11 日（水）17 時 15 分（必着）

⑶　回答日

令和８年 11 月 18 日（水）（予定）

⑷　回答方法

機構ホームページ上に掲載する。ただし、質疑がない場合は掲載しない。

8　現地の下見について

入札に参加する事業者に対して、随時下見を実施する（個別実施）。下見を希望する場合は、事前に機構まで連絡すること。

なお、現地の下見は、入札参加のための必須条件ではない。

9　入札書の提出

⑴　提出方法

ア　郵送等（書留郵便等配達の記録が残るものに限る。以下「郵便等」という。）による入札書の送付

（提出物）入札書（様式１）

委任状（代理人により入札しようとする場合）（様式４）

（送付先）〒534-0027　大阪市都島区中野町５丁目 15 番 21 号

大阪市都島センタービル５階

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター

総務部財務課（契約管財）

イ　電子メールによる「お問い合わせ番号」等の通知

送付後、速やかに郵便等の「お問い合わせ番号」等を電子メールで通知すること。

宛先　→　nyuusatsu@osakacity-hp.or.jp

件名には「清涼飲料水自動販売機設置・運営（その２）入札書のお問い合わせ番号【法

人名】」と記載すること。

⑵　提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）17 時 15 分（必着）

※　郵便等のお問い合わせ番号等により、配送業者のホームページで上記日時までの配達完了（届け済み）の記録が確認できるものについて、有効なものとして取り扱う。

⑶　記入要領

ア　入札書には、最低金額（予定価格）以上の金額を記入すること。

最低金額（予定価格）：金 **5,414,292** 円（年額・税込）

イ　金額の頭部（左欄）に「￥」又は「金」を記入すること。

ウ　印鑑は登録印（印鑑証明書と同一のもの）を押印すること。

⑷　入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア　最低金額（予定価格）を下回る金額によるもの

イ　提出期限後に到着したもの

ウ　機構が指定した入札書を用いないもの

エ　入札書に記名押印がないもの

オ　その他入札に関する条件に違反したもの

⑸　その他

ア　いったん提出した入札書は、撤回又は訂正することはできない。

イ　入札書の金額は、固定資産賃貸借契約の賃貸借料（年額・税込）として取り扱う。

ウ　消費税率及び地方消費税率の改定があった場合は、改定幅に応じて賃貸借料を変更する。

10　開札日

令和８年12月１日（火）10時

11　入札参加資格審査

落札候補者となった事業者は、次の要領で入札参加資格審査資料を提出すること。

⑴　入札参加資格審査資料（提出書類）

ア　誓約書（様式２）

イ　営業実績報告書（様式３）

ウ　【国税】納税証明書（その３　未納税額のない証明用）（令和７年度分）

【市税】納税証明書（令和７年度分）

※　国税は法人税、大阪市税は法人市民税及び固定資産税・都市計画税（土地・家屋）を

対象とする。

※　固定資産税・都市計画税（土地・家屋）について、令和７年１月１日現在、大阪市又は大阪市に隣接する市に固定資産（土地・家屋）を所有していない場合は不要。

エ　履歴事項全部証明書

オ　印鑑証明書

カ　事業概要（会社パンフレット等）

キ　貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）

（注）ウ、エ及びオは、発行後３カ月以内のものに限る。

⑵　提出期間

令和８年 12 月１日（火）から機構の指定する日まで

※　受付時間帯は、平日の８時 45 分から 17 時 15 分までとする。ただし、昼休み時間帯（12 時 15 分から 13 時まで）は除く。

⑶　提出場所

大阪市都島区中野町５丁目 15 番 21 号　大阪市都島センタービル５階

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）

12　落札者の決定

⑴　落札者の決定

入札参加資格審査において、入札参加資格要件を有している場合は、落札候補者を落札者として決定する。

⑵　業者決定通知書の送付

落札した事業者には、業者決定通知書を送付する。

⑶　入札結果の公表

落札者を決定したときは、事業者名及び落札金額を機構ホームページ上で公表する。

13　落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者の決定を取り消す。

⑴　提出書類に虚偽の記載を行った場合

⑵　不正な手段により落札者に選定されたと認められる場合

⑶　落札者が入札参加資格を失った場合

⑷　その他落札者が契約の相手方として不適当と認められる場合

14　その他

⑴　不正な入札が行われる恐れがあるとき又は災害その他やむを得ない理由で適正な入札が確保されない恐れがあるときは、入札を中止又は延期することがある。

⑵　入札参加に関する一切の費用及び契約手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とする。

⑶　提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、業者選定の用途以外に使用しない。

＜募集に関する問い合せ先＞

〒534-0027　大阪市都島区中野町５丁目 15 番 21 号
地方独立行政法人大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター
総務部財務課契約管財担当
☎ 06-6929-3605　FAX 06-6929-2031